関係所属長　殿

交指発第１２号
令和７年１月24日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

高速道路における受傷事故防止対策の推進について（通達乙）

高速自動車国道及び指定自動車専用道路（以下「高速道路」という。）における殉職・受傷事故防止対策については、「高速道路における交通事故等発生時等の初動措置要領について（通達乙）」（令和３年８月20日交指発第194号）（以下「旧通達１」という。）及び「高速道路における交通指導取締り時の留意事項について（通達乙）」（令和５年11月７日交指発第313号）（以下「旧通達２」という。）等に基づき推進しているところ、昨年は本県において受傷事故事案の発生はなかった。

しかしながら、全国的には、毎年高速道路における受傷事故事案が発生している状況であることから、本県における受傷事故の絶無を期すため、引き続き下記のとおり実施することとしたので、高速道路における受傷事故防止対策を推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達１及び２は廃止する。

記

１　高速道路における交通指導取締り時の留意事項

(1)　安全な場所への違反車両の誘導

高速度の車両が走行する高速道路において、本線車道と物理的に分離されていない路肩や非常駐車帯（以下「路肩等」という。）に違反車両を停止させることは極めて危険であることから、仮に路肩等に十分な幅員があったとしても、安易に路肩等に停止させることなく、原則として、パーキングエリア、サービスエリア、インターチェンジの駐車場等、物理的に本線と分離された安全な場所に違反車両を誘導 、停止させ、違反の告知等を行うこと。

(2)　やむを得ず路肩等で違反の告知等を行う場合の措置

付近にパーキングエリアやサービスエリア等の施設が存在せず、やむを得ず、路肩等に違反車両を誘導、停止させ、同所で違反の告知等を行う場合は、次の措置を確実に講じること。

ア　本線車道にはみ出さずに停止できる幅員が路肩等にあり、カーブや勾配のない、見通しの良い場所を選定すること。

イ　本線車道との余地を確保するため、可能な限り路肩等の左側に寄せて停止させ、警察車両の赤色灯及び非常点滅灯を点灯させること。

ウ　停止表示板や矢印板等の装備資機材を設置し、必要に応じて発炎筒を使用すること。

エ　運転席乗務員が車外に出る際は、あらかじめ助手席乗務員が降車して後方監視を行うこと。

オ　違反の告知等の終了後は、本線車道の安全を確認した上で、速やかに違反車両を離脱させること。

カ　警察車両が撤収する際は、助手席乗務員が後方監視を行って安全を確保した上で、運転席乗務員を先に乗車させること。

2　高速道路における交通事故発生時等の初動措置要領

(1)　順行車線からの現場臨場を原則

高速道路における交通事故発生時等の現場活動においては、殉職・受傷事故発生の危険性が高く、パトカー等を盾とした交通規制の実施が求められることから、順行車線からの現場臨場を原則とし、例外的な場合は(3)によること。

(2)　交通事故発生時等の初動措置要領（基本的対応要領）

ア　装備資機材の確認等

現場臨場する勤務員は、発炎筒等の装備資機材について必要な数量や破損等をあらかじめ確認しておき、現場において容易に取り出せるように準備しておくこと。

また、ヘルメット、夜光チョッキ等の装備資機材は、現場臨場前に確実に着装すること。

イ　的確な無線指令

高速隊無線指令係（以下「管制」という。）の勤務員は、通報内容等を基に、現場臨場の方法や実施すべき交通規制その他受傷事故防止について具体的な指示を現場臨場する勤務員に行うとともに、高速道路管理室と連携し道路管理者等を含めた応援体制の早期確立を図ること。

また、管制の勤務員は、現場臨場した勤務員の活動状況等の把握に努め、必要に応じて他の隣接する県警察等との連携を図ること。

特に、トンネル、見通しの悪いカーブ、橋梁、ジャンクション等の危険箇所や、夜間、雨天、路面凍結時等の危険な道路状況下で交通事故等（以下「危険な道路状況下における交通事故等」という。）が発生した場合には、高速道路管理室や道路管理者と連携を密にし、躊躇することなく必要な通行の禁止又は制限の措置及び道路情報板等による注意喚起が速やかになされるよう調整するとともに、必ず複数車両による現場臨場を指示し、交通事故現場等における安全の確保を図ること。

ウ　安全・迅速・的確な現場活動等

(ｱ)　出動時の報告

現場臨場する勤務員は、出動する際、体制、現場到着するまでの所要時間、現場責任者等について確実に管制へ報告すること。

(ｲ)　順行車線からの現場臨場等

高速道路における交通事故発生時等の現場臨場については、順行車線からの現場臨場を原則とし、現場臨場の方法については管制の勤務員に無線報告等を行い、必ず指揮を受けること。

(ｳ)　後続車両に対する速度抑制等の実施

現場臨場に当たっては、事故現場等の手前からパトカー等の速度を徐々に減速させることにより、周囲の走行車両の速度を十分に減速させるとともに、車載マイク等による後続車両に対する注意喚起を行うなどした上で、パトカー等を安全に停止させること。

(ｴ)　安全の確保

現場臨場した勤務員は、後方からの見通しが良く、かつ、事故現場から十分離れ、安全を確保できる場所にパトカー等を停止させた上で、規制線を設定すること。この場合において、装備資機材の取り出しでパトカー等の後方で作業を行う際には、可能な限り短時間で作業を行うとともに、現場においては、常時相勤者が後方等の監視を行うこと。

特に、夜間等の場合は、周囲の走行車両からは現場臨場した勤務員が視認されていないことを念頭に、周囲への警戒を十分行い、安全の確保を第一として活動すること。

(ｵ)　現場到着等の報告

現場臨場した勤務員は、現場到着の報告を行った上で、事故概況等について断片的な内容であっても確実に報告を行うとともに、現場の状況を踏まえ、必要な場合には躊躇することなく応援要請を行うこと。

(ｶ)　迅速的確な交通規制の実施

交通規制の実施に当たっては、発炎筒や矢印誘導板等の装備資機材を有効に活用し、盾となるパトカー等から事故現場等に向かって（外側から内側に）迅速的確に行うこと。

また、現場では常に車両の衝突があることを想定して周囲の状況を十分警戒しつつ、単独行動は厳に慎み、相勤者との連携を図るとともに、必ず退避場所を確保して行うこと。

なお、現場責任者は、後方等の監視や装備資機材の配置等の任務分担を明確に行うこと。

(ｷ)　応援部隊等との連携

現場活動においては管制への追加報告や応援要請を積極的に実施するとともに、現場応援部隊や道路管理者等と緊密に連携して活動すること。

(3)　交通事故発生時等における例外的な初動措置について

ア　例外的な初動措置を実施する場合

高速道路における交通事故発生時等の現場臨場については、順行車線から臨場することが原則であるものの、例えば、事故車両内に人が閉じ込められている場合や車外放出等で直ちに人命救助を要する場合等で、事故関係者の生命・身体に危険が切迫し、二次被害防止の必要性が特に高いと認められるときは、対向車線上にパトカー等を停車させ、中央分離帯を乗り越える方法による現場臨場（以下「対向車線からの現場臨場」という。）を行い、やむを得ず応急的な交通規制を実施する場合が想定される。

イ　組織的な判断と具体的指示

対向車線からの現場臨場では、交通規制の実施に当たってパトカー等を盾とすることができないなど、殉職・受傷事故の発生リスクが高まる。

このため、対向車線からの現場臨場の判断は、現場臨場した勤務員個々に任せることは厳に慎み、発生した交通事故等により、「「事故関係者の生命・身体に危険が切迫している」又は、「二次被害防止の必要性が特に高い」と認められる場合であり、かつ、「発炎筒の設置等に際して、中央分離帯等の現場で活動する勤務員の安全が確保できる退避場所がある場合」に限ることとし、この判断については、警部補（当直勤務体制において、警部補以上の者が不在の場合は巡査部長）以上の者（以下「高速隊幹部」という。）が組織的に行うこと。

管制の勤務員が、110番通報等の受理時において、やむを得ず対向車線からの現場臨場を行う必要性を認めたときは、高速隊幹部の指揮を受け、現場の状況等を踏まえ、直ちに応援派遣を行うとともに、現場臨場する勤務員に対して、現場臨場方法や受傷事故防止等に係る具体的な指示を行うこと。

なお、現場臨場する勤務員が、当初は順行車線から臨場する予定で対向車線から現場急行中、現場の状況から判断して対向車線からの現場臨場を行う必要性を認めたときは、直ちに現場の状況を管制の勤務員に無線報告を行い、対向車線からの現場臨場等について必ず高速隊幹部の指揮を受けること。

ウ　応急的な交通規制実施時の留意事項

現場活動は相勤者と十分に連携を図り、一人は必ず後方等の監視を行う

とともに、他の勤務員は、発炎筒を事故現場等に向かって（外側から内側に）順に設置し、応急的な交通規制を実施すること。

この場合において、後方等を監視する勤務員及び発炎筒を設置する勤務員は、必ず中央分離帯等の安全が確保できる退避場所から行うこと。

また、生命・身体に対する危険性等が解消された後は、周囲の走行車両を十分警戒しながらパトカー等に戻り、速やかに順行車線から臨場し、パトカー等を盾とした交通規制を実施すること。

エ　教養・訓練の徹底

例外的な初動措置が求められる交通事故対応や交通規制実施要領等については、全勤務員に対してあらかじめ周知徹底を図るとともに、平素から具体的な教養・訓練を実施すること。

3　関係機関等との連携等

(1)　共通認識の醸成

隣接県警察や道路管理者等と定期的に検討会や意見交換会等を実施し、相互の任務や役割を明確にした上で、平素から共通認識の醸成を図り、機会あるごとに合同での現場対応訓練を実施すること。

(2)　応援体制の確立

警察官の職権行使に関する協定等に基づき、躊躇することなく高速道路管理室等を通じて隣接する県警察に応援要請を行うなど、相互に連携して安全の確保を第一とした現場活動を行うこと。